

宝達志水町 測量、設計等コンサルタント業務の最低制限価格の算定方法の改正

①建設コンサルタント業務

項目	算定内容
最低制限価格の範囲	10分の6から10分の <u>8.1</u> まで
算出方法	直接人件費
	直接経費
	その他原価 × 90%
	一般管理費 × <u>50%</u>
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

②建築又は設備設計業務

項目	算定内容
最低制限価格の範囲	10分の6から10分の <u>8.1</u> まで
算出方法	直接人件費
	特別経費
	技術料等経費 × 60%
	諸経費 × 60%
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

③補償コンサルタント業務

項目	算定内容
最低制限価格の範囲	10分の6から10分の <u>8.1</u> まで
算出方法	直接人件費
	直接経費
	その他原価 × 90%
	一般管理費 × <u>50%</u>
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

④測量業務

項目	算定内容
最低制限価格の範囲	10分の6から10分の8.2まで
算出方法	直接測量費
	測量調査費
	諸経費 × <u>50%</u>
	※上記3項目の合計額に消費税を加算する

⑤地質調査業務

項目	算定内容
最低制限価格の範囲	3分の2から10分の8.5まで
算出方法	直接調査費
	間接調査費 × 90%
	解析等調査業務費 × 80%
	諸経費 × <u>50%</u>
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

※下線は改正部分

令和6年4月1日以降に、入札公告または指名競争入札執行通知を行う業務より適用する。